

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>時間規定を残し、今より厳しくすべきだと思う。監査が必要となった場合、情報開示までに時間をかけることは不正を隠蔽する原因となる。</p> <p>内部監査等への対応が翌日午後3時まで可能な体制とすること。なお、法定書類の提出期限も同じとする。と規定してはどうか。</p>	<p>今回の改正は、行政手続のデジタル原則適合に向けた対応のため、監督当局の立入検査に際する帳簿書類の提出方法について、書面に限定している内容を見直すものです。</p> <p>なお、帳簿書類の電磁的方法（又はマイクロフィルム）による保存のための要件として、内部監査等に適切に対応できるシステム（又は体制）となっていることを引き続き求めております。</p>